平成２６年（再ロ）第８号

福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―515号

再生債務者　三宅　聡

1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月24日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１１号

福岡市早良区原６丁目21番15―202号

再生債務者　松本　良寿

1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月24日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２１号

大阪府枚方市菊丘南町５番２―510号

再生債務者　中島　義人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年10月24日まで

平成26年９月26日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第４号

福岡市中央区輝国２丁目14番18―201号

再生債務者　柳田　智弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月22日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第２号

秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢57番地10

再生債務者　榊舘　邦彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月29日　秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（再ロ）第３号

福岡市西区今宿東２丁目８番12―301号

再生債務者　永元　洋一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月26日

福岡地方裁判所第４民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十五日

掲載頁　六十六頁（号外第一四二号）

平成二十六年十月七日

神戸市中央区港島三丁目六番地１

（甲）兵機海運株式会社

代表取締役社長　大東　洋治

大阪市北区堂山町三番三号　日本生命梅田ビル

（乙）長門海運株式会社

代表取締役社長　大東　洋治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は、平成二十六年十月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十四日

掲載頁　七十九頁（号外第一六四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月二十九日

掲載頁　九十二頁（号外第一九三号）

平成二十六年十月七日

福岡市東区松田三丁目九番三二号

（甲）ダイヤモンド印刷株式会社

代表取締役　松下　昭

福岡市南区向野二丁目一三番二九号

（乙）秀巧社印刷株式会社

代表取締役　間　直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が継続して株式を保有するグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十六年十一月二十一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年八月五日

掲載頁　二頁

平成二十六年十月七日

東京都港区芝五丁目三四番六号

（甲）新ＭＨ製鉄機械株式会社

代表取締役　神田　勝行

東京都港区芝五丁目三四番六号

（乙）三菱日立製鉄機械株式会社

代表取締役　西　良一

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により、ジャパンレジャーサービス株式会社（乙、住所京都市中京区車屋町通二条下ル仁王門突抜町三二五番地）の営む遊技業のうち、営業所の所在地が大阪府堺市堺区築港八幡町１番１の一部、営業所の名称がサンラッキー堺店の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　京都府内において発行する産経新聞

掲載の日付　平成二十六年九月二十九日

掲載頁　二十八頁

平成二十六年十月七日

京都市中京区車屋町通二条下ル仁王門突抜町三二五番地

京都紅葉株式会社

代表取締役　山下　武

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＣＡＳａｄｅ　ＭＡＮＯＬＯ（住所大阪市北区曽根崎二丁目一三番九号）、株式会社銀座ＡＮＤＲＥ（住所大阪市北区芝田一丁目八番１号）、株式会社ＡＮＤＲＥ―ｔｈｅ・ｆｉｒｓｔ（住所大阪市北区芝田一丁目八番１号）及び株式会社曽根崎ＡＮＤＲＥ（住所大阪市北区曽根崎二丁目一三番九号）に対して当社の経営する洋酒酒場・喫茶店に関する事業の権利義務をそれぞれ承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十六年九月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月七日

大阪市北区芝田一丁目八番１号

有限会社鍵宗

代表取締役　菊川　康子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社Ｎｉｗａｔｏｋｏとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月七日

仙台市青葉区川内澱橋通一二番四七号

合同会社こばやし整骨院

代表社員　小林　誠